

# 令和5年度スポーツ少年団登録事務について

## 1 登録事務について

(1) 団員 登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。

ただし、満3歳以上小学生未満の者は、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。

団員数は10名以上とする。ただし、活動競技・種目により地域の子どもの人数等の実情により、10名未満でも登録可能。

(2) 指導者 登録する年の4月1日現在満18歳以上であること。

更新団については、2名以上の登録が必要。

指導者は、少なくとも2名以上が「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者（次のいずれかにあてはまる者）」で構成されていること。

・令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者

・スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者

**※令和4年度に引き続き、全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも登録可能とする。**

**ただし、その場合、登録者（指導者・役員・スタッフ）のうち1名または2名が令和5年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講する必要がある。**

（（新規登録団体について））

初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者が必置とせず、20歳以上の指導者、役員またはスタッフ2名以上の登録を必須とし、そのうち少なくとも2名が当該年度内にスタートコーチスポーツ少年団養成講習会を修了する必要がある。

## 2 登録申請締切日について

**7月31日（月）締切 訂正追加：8月18日（金）締切**

## 3 登録料について

(1) 団員 1, 200円（国300円、県200円、市700円）

(2) 指導者 1, 700円（国700円、県500円、市500円）

役員 1, 700円（国700円、県500円、市500円）

スタッフ 1, 700円（国700円、県500円、市500円）

☆二重登録の場合は、単位団ごとに登録料が必要です。（登録料×単位団数）

☆登録料は、おつりのないようご協力をお願いいたします。

#### 4 登録方法について

- (1) 登録案内
- 3月に日本スポーツ協会から、昨年度の登録アドレスへ「再招待のお知らせ」メールが送信されています。
- メールに記載の URL から、パスワード・アカウントの再設定を行ってください。
- ※パスワードの登録期限が過ぎてしまった場合は、君津市スポーツ少年団事務局（スポーツ推進課）へお問合せください。**
- ↓
- (2) 登録申請
- Web登録マニュアルを参考に登録してください。
- マニュアルはWeb登録システムからダウンロードできます。
- (3) 登録料納入
- 登録申請完了後、日本スポーツ協会から「支払依頼のお知らせ」メールが送信送信されます。
- メールに記載された期日までに、クレジットカード、コンビニ支払い、口座振込、または君津市スポーツ少年団事務局（市役所2階）にてお支払いください。
- ※口座振込でお支払いされる場合は、振込が完了いたしましたら君津市スポーツ少年団事務局（スポーツ推進課）までご連絡ください。**
- (4) 各章のお渡し
- 登録完了後、団員章・指導者章・役員及びスタッフカード・認定リボンを、スポーツ少年団事務局（スポーツ推進課窓口）にてお渡しいたします。
- お手数をお掛けいたしますが、クレジットカード、コンビニ支払、口座振込にて登録料を納入された単位団は、スポーツ少年団事務局（スポーツ推進課窓口）へ受取にお越しくくださいますようお願いいたします。